

**2023年度 清泉女学院大学・清泉女学院短期大学
公的研究費に係る「不正防止計画」**

対応項目	不正発生要因	不正防止策	対応・関連部署など	新規/継続
1. 機関内の責任体系の明確化				
公的研究費の運営・管理に係る責任・権限の明確化	機関における責任体制を明確にしなければ、公的研究費の適正な運営・管理が困難になる。	文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」に基づき、機関内の体系を明確に規程化し、ホームページ上で公表する。	学長、教育文化研究所 経営企画室、総務部 内部監査室	継続
2. 公的研究費の適正な運営・管理の基礎となる規程等の整備				
研究関連規程等の改定	公的研究費をはじめとした研究費の執行に関する規程を整備しなければ、不適切な使用が発生する可能性が高まる。	大学院・専攻科等の新規開設に伴い、改正をおこなった研究に関する規程の施行を行う。	経営企画室 教育文化研究所、総務部	継続
3. 公的研究費の適切な運営・管理のための体制整備				
研究費執行手順の周知・徹底	研究費の適切な執行手順の周知・徹底を継続的に実施しなければ、公的研究費の不正または不適切な執行や、手続きの遅延等が発生する。	各年度の「研究費取扱基準」の内容を研究者及び関係する事務職員に説明を行い、公的研究費をはじめとした研究費における執行手順の周知・徹底を行う。	経営企画室 教育文化研究所	継続 (強化項目)
研修会・説明会の実施	機関の構成員が研究倫理やコンプライアンスに関する適切な知識や認識を有していなければ、公的研究費の不正または不適切な執行や、手続きの遅延等が発生する。	2021年度から導入した外部e-ラーニングシステム（eAPRIN）による研究倫理研修及びコンプライアンス研修を継続して実施する。	経営企画室、総務部 東口事務室	継続
4. 機関内における監査体制の整備				
監査体制の確立	公的研究費をはじめとした研究費を対象とした厳格な監査を実施しなければ、不正または不適切な執行の発見や抑止に問題が生じる。	文部科学省ガイドライン及び本学「公的研究費監査規程」に基づいた内部監査を実施するとともに、法人本部による経理監査においても公的研究費を対象とする。	内部監査室 法人本部、経営企画室	継続